

## 登 録 証

建設業法施行規則第18条の7の規定により、下記の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録（更新）する。

### 記

名 称	一般社団法人 日本グラウト協会
登録番号	25
所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目1番 ステージ駿河台3階
代表者	立和田 裕一
事務所の名称	一般社団法人 日本グラウト協会
事務所の所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目1番 ステージ駿河台3階
登録年月日	令和6年11月26日
事務開始日	令和6年11月26日
有効期限日	令和11年11月25日
登録基幹技能者講習の種目	登録グラウト基幹技能者

令和6年11月22日

国土交通大臣 中野 洋 昌

